

# (写) 意見書

令和4年6月8日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法令係 御中

住 所 : 〒100-8980  
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階  
氏 名 : 社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国身体障害者施設協議会 会長 日野 博愛  
電話番号 : 03-3581-6502  
アドレス : (E-mail) info@shinsyokyo.com

「令和4年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について」に関して意見を提出いたします。

- 申請や実績報告の簡略化等の事務の簡素化と、将来的には特定処遇改善加算と新加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）の一本化をご検討いただきたい。その際には、加算額が現在の水準を下回ることがないようにしてください。  
申請手続き等の増加により事務職員の負担が増加しています。また、施設で働くすべての職員の処遇改善が図られることで福祉人材の確保・育成・定着につながります。
- 新加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）では、障害者支援施設が行う生活介護における加算率の例外的な取扱いはありませんが、令和6年度報酬改定の際、特に夜勤を伴う職員の確保が困難を極めるため認められた、福祉・介護職員処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算の例外的な取扱いが継続されるよう要望します。  
加算を財源に給与改善を進めてきた事業者は給与水準の低下を余儀なくされるため、最重度・重複の身体障害のある方を支援する人材の確保・定着に大きく影響します。
- 新加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）は所定単位数に加算率を乗じた額であるため、障害福祉サービス等報酬総額に交付率を乗じた額である9月までの臨時特例交付金より減額します。  
すでに臨時特例交付金相当額を基に賃金のベースアップを行っている施設においては、

10月以降は施設持ち出しも危惧される状況にあります。

- なお、新加算の加算率については、昨今の原油価格・物価高騰の影響で食費等の値上がりが顕著であることをふまえた設定としていただきたい。  
令和3年度報酬改定時に期限付きで行われた「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価」のような対策が必要と考えます。